

芦屋市子ども・若者計画 骨子案

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけと性格
- 3 計画の対象

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

- 1 人口の動向
- 2 就労等の状況
- 3 ニート、引きこもり、不登校等の状況
- 4 調査からみる子ども・若者の意識実態について

第3章 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 計画の体系

第4章 計画内容

重点目標1 すべての子ども・若者の「豊かな人間力」を支援する

- 基本的な方向1 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成
- 基本的な方向2 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供

重点目標2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

- 基本的な方向1 困難（ニート・ひきこもり等）を抱える子ども・若者への支援
- 基本的な方向2 不登校・いじめ・暴力行為など学校における課題への対応

重点目標3 子ども・若者を社会全体で支えるための環境を整備する

- 基本的な方向1 社会参加と居場所の充実
- 基本的な方向2 子ども・若者相談支援の関係機関の連携強化
- 基本的な方向3 学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子化、核家族化、情報化、経済情勢などの影響を受け、子ども・若者を取り巻く環境は大きく様変わりしています。このような社会環境の変化の中で、家庭や地域社会の子ども・若者を育成する教育力の低下が指摘され、子ども・若者に犯罪や非行、不登校、いじめなども深刻な問題となっています。

さらに、雇用形態の急激な変化による非正規労働者の増大、若年無業者（ニート）数の高止まり等は、若者が将来に対し不安を抱く大きな原因となっています。

こうした中、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための枠組み整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年4月に施行されました。

また、平成22年7月に定められた「子ども・若者育成支援推進法」の大綱である「子ども・若者ビジョン」においては、人間関係の希薄化等による家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、困難を有する人々への支援はもちろんのこと、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を果たしていかなければならないことや、必要な費用は「未来への投資」と位置付けて施策を推進していくことなどが盛り込まれました。

芦屋市（以下、「本市」という。）においては、平成25年3月に、このような社会的な動向から、総合計画の子どもの部門別計画となる「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉」に包含して、子ども・若者支援を追加し、策定しました。こうした中、計画の策定以降、子ども・若者を取り巻く社会環境は大きく変化し続けています。これら社会情勢の変化に対応し、時代に即した子ども・若者支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成26年度の目標達成年度到達にあたり、これまで取り組んできた後期行動計画を子ども・若者の視点で見直しを行い、平成27年度を始期として「芦屋市子ども・若者計画」を改めて策定するものです。

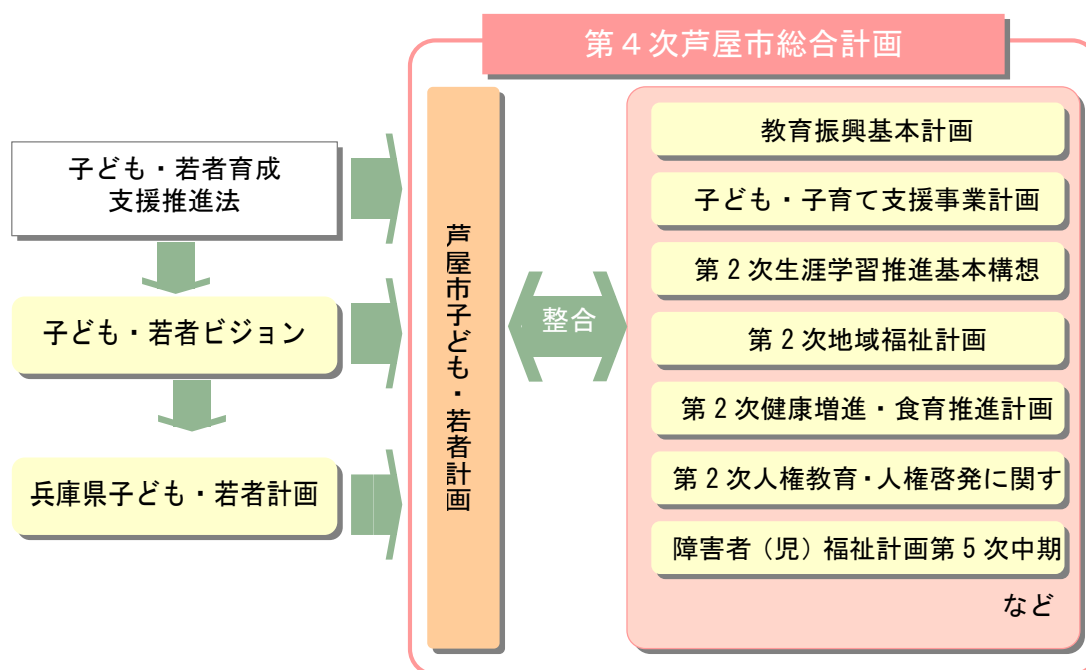
「芦屋市子ども・若者育成計画」は、義務教育終了後から30歳代までのひきこもりや若年無業者（ニート）、不登校の子ども・若者をできるだけ早期に支援するために、家庭・地域・学校・行政・NPO等がこれまでの既存の枠を超えて連携し、発見、相談から自立にいたるまで一貫して支援する仕組みを構築することを目的とし、策定するものです。

2 計画の位置づけと性格

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子ども・若者ビジョン」を踏まえて策定します。また、上位計画である「第4次芦屋市総合計画」や「教育振興基本計画」「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」などの関連する計画と整合性を図りながら関連施策を総合的に推進します。

また、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって計画を進めるとともに、今後の社会・経済状況や国の動向を勘案しながら適宜見直しを行います。

【 計画の位置づけ 】



3 計画の対象

これまでの計画の対象者は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、0歳から30歳の者までとしてきましたが、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」との役割分担を行い、特に思春期後半（15歳以上）から、青年期・ポスト青年期までの子ども・若者に照準を当て行動計画として目標事業に掲げます。

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

本来、人は年齢に応じた経験を重ね、人間関係を築き、社会に参加し、そして自立していくものですが、ひきこもり状態やニート、不登校の子ども・若者は、これらの状態が長期化すると年齢相応の社会経験を積む機会を失い、社会から孤立してしまいます。再び社会参加しようと思っても、同世代の大半が既に年齢相応の社会経験を積んで次の課題に向き合っているところに、合流し、一緒に進み始めることは容易ではありません。

これらの子ども・若者が人とのつながりの中で、自分らしさを取り戻し、社会の中で自分の居場所を見つけ、自立に向かうための支援をしていきます。

第4章 計画内容

3つの基本目標の実現に向けて、施策の方向に基づく、今後の施策の展開を定め推進していきます。

重点目標1 すべての子ども・若者の「豊かな人間力」を支援する

子ども・若者が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の変化の中で健全に成長する力を身に付け、「豊かな人間力」をはぐくみ、かつ、社会の一員として、自立心を高めながら、創造性とエネルギーを地域社会で生かすことができるように支援します。

基本的な方向1 社会的自立に向けた日常生活能力と学力の育成

成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にすする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭、学校、地域、関係機関が連携して支援します。

■ 取組の方向性

- ①生活習慣形成のための家庭教育支援【教育振興計画5-3】
- ②「共生」の心をはぐくむ教育【教育振興計画2-2】
- ③考える力や創造性を伸ばす教育【教育振興計画1-1・2】
- ④食を通じた健康な身体の育成【教育振興計画1-3】
- ⑤情報モラル教育等の推進【教育振興計画1-4】

基本的な方向2 情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供

子ども・若者が、異世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参画等を通して豊かな人間性と社会性を持った大人へと成長するとともに、創造性やエネルギーを生かすことができるように支援します。

■ 取組の方向性

- ①生涯学習基盤の整備・拡充【教育振興計画6-1】
- ②社会教育と学校園の連携【教育振興計画6-2】
- ③スポーツ活動の推進【教育振興計画6-4】

重点目標2 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する

ひきこもり、いじめ、不登校、非行、暴力行為等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を整備するとともに、豊かな資質と可能性を秘めた青少年の社会的・経済的自立を支援する環境を整えます。

基本的な方向1 困難を抱える子ども・若者（ニート・ひきこもり等）への支援

青少年が、勤労観・職業観を形成し、社会的・経済的自立に必要な能力を身に付けるためのキャリア教育を充実させるとともに、企業等とも連携・協力し、きめ細かい職業相談、職業訓練、職業紹介等の支援を行います。

また、ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える青少年が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を推進して支援します。

■ 取組の方向性

- ①就労能力・意欲の育成
- ②若者の就労支援の強化
- ③ひきこもりへの対応支援
- ④相談体制の強化
- ⑤障がいの状態や発達段階・特性等に応じた指導【教育振興計画1-5】
- ⑥貧困問題への対応

基本的な方向2 不登校・いじめ・暴力行為など学校における課題への対応

家庭、学校、地域及び関係機関が一体となって啓発活動を推進し、不登校やいじめ、動力行為の未然防止、早期発見及び早期対応を推進します。

また、スクールカウンセラー等を活用した学校での相談・支援体制を充実させ、家庭、地域及び関係機関が連携し、学校での取り組みを支援します。

■ 施策の展開

- ①いじめ等への「未然防止」、「早期発見」、「早期解決」の対応【教育振興計画2-3】
- ②教育相談体制の充実【教育振興計画2-3】
- ③適応教室の機能の充実と学校復帰を支援するプログラム【教育振興計画2-3】

重点目標3 子ども・若者を社会全体で支えるための環境を整備する

子ども・若者の成長と自立を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、急激に進展する情報化社会への対応や、青少年の福祉を害する犯罪被害等の防止対策を進め、民間事業者を含む社会全体で、青少年が心豊かに成長できる環境とコミュニティづくりに取り組みます

基本的な方向1 社会参加と居場所の充実

子どもから大人まで気軽に利用できる居場所づくりを推進し、ボランティア活動や多世代・地域間交流等の様々な活動の機会や情報の提供を行い、次代を担う子ども・若者が社会性を学び、大人になるための準備ができるような取り組みを目指します。

■ 取組の方向性

- ①社会参加の機会の拡大【次世代計画6-1】
- ②気軽に集える居場所づくり【次世代計画6-1】
- ③地域関係団体等の育成・支援【次世代計画1-2】

基本的な方向2 子ども・若者相談支援の関係機関の連携強化

各相談・支援期間及びNPOなどの民間団体の連携を促進し、支援を必要とする青少年や家族に対し、効果的な相談・支援が個別的・継続的に行えるように、子ども・若者育成支援推進法に基づく総合的な相談・支援体制の整備及び連携を強化していきます。

■ 取組の方向性

- ①継続的な支援体制の強化（中学卒業後の支援）
- ②自立に向けた相談支援【次世代計画6-2】
- ③地域のネットワークの充実【次世代計画6-2】

基本的な方向3 学校園・家庭・地域の連携による子ども・若者の育成の支援

子ども・若者の成長をまち全体で支えていくため、学校園・家庭・地域がそれぞれの責任と役割のもとに、相互に連携・協働し、子ども・若者の教育に取り組むことが重要です。

そのため、連携・協働の具体的な仕組みを構築し、家庭・地域の人々が主体的に教育活動に参画し、地域ぐるみで子ども・若者の成長と自立を支援していく体制を整備していきます。

■ 取組の方向性

- ①有害環境対策【次世代計画3－7】
- ②街頭指導活動の充実による非行の早期発見・防止
- ③児童虐待の未然防止，早期発見，早期対応の充実【次世代計画3－5】